

### 3 1 参考資料 1 ※税制改正等により、計算方法が変わる場合があります。

#### ■ 所得の計算方法

所得額 = 年間収入額 - 必要経費（給与所得控除額等） - 下記諸控除

※以下の控除額が所得額から差し引かれます。

（控除によっては所得要件があります。）

- ◇ 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除 → 控除相当額
- ◇ 配偶者特別控除 → 控除相当額
- ◇ 社会保険料控除（受給資格者の場合） → 控除相当額
- （扶養義務者の場合） → 8万円
- ◇ 障害者控除（本人除く） → 27万円
- ◇ 特別障害者控除（本人除く） → 40万円
- ◇ 寡婦控除、勤労学生控除 → 27万円
- ◇ ひとり親控除 → 35万円
- ◇ 肉用牛の売却による事業所得 → 当該免除に係る所得の額

#### ■ 所得制限の限度額 ※扶養親族等の数により、限度額が変わります。

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得制限限度額	所得制限限度額
0	3,661,000円	6,287,000円
1	4,041,000円	6,536,000円
2	4,421,000円	6,749,000円
3	4,801,000円	6,962,000円
4	5,181,000円	7,175,000円
5	5,561,000円	7,388,000円

※所得制限における扶養義務者とは、同一世帯内での最多収入者をいいます。

※以下の場合、この所得制限限度額に加算されます。

- ・受給者本人について  
扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき380,000円を加算。  
70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族がある場合は、1人につき100,000円を加算。
- ・配偶者・扶養義務者について  
扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき213,000円を加算。  
老人扶養親族がある場合は、1人につき60,000円を加算。  
（ただし、老人扶養親族のみのときは、1人を除いた1人につき60,000円を加算）

#### 対象のサービス

- ・ タクシー等・自動車燃料費の助成
- ・ 人工透析患者通院交通費の助成
- ・ 障害者用自動車改造費の助成
- ・ 特別障害者手当
- ・ 重度心身障害者医療費助成（県障）
- ・ 精神障害者入院医療費助成
- ・ 介護者用自動車改造費の助成
- ・ 障害児福祉手当

## 参考資料2 ■ 身体障害者障害程度等級表

級 別		1 級	2 級	3 級	4 級
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（4分の1指標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（2分の1指標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の目の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
障害 聴覚又は平衡機能の	聴 覚 障 害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ語声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
	平 衡 機 能 障 害			平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害				音声機能 言語機能又はそしやく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害
自 体 不 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体 幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 注2 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの 注3
肝臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸、免疫、	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 機 能 障 害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
肝 臓 機 能 障 害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

注1 太線の左側は第1種身体障害者、右側は第2種身体障害者をさす。 注2 両上肢の場合は第1種身体障害者、一上肢の場合は第2種身体障害者となる。  
注3 両下肢の場合は第1種身体障害者、一下肢の場合は第2種身体障害者となる。

5 級	6 級	7 級	備 考
<p>1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</p> <p>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</p> <p>3 両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの</p> <p>5 両眼中心視認点数が40点以下のもの</p>	<p>視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</p>		<p>1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されている場合は、その該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由において、7級の障害が1つのみでは手帳交付にならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は6級以上の障害と重複する場合は手帳交付の対象となる。</p> <p>3 異なる等級について、2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節(IP)その他の指については近位指節間関節(PIP)又はこれより近位部を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部の障害をいい、おや指については対立運動障害を含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、上前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>
平衡機能の著しい障害	<p>1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの)</p> <p>2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの</p>		
<p>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</p> <p>3 一上肢のおや指を欠くもの</p> <p>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>1 一上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの</p> <p>3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの</p>	<p>1 一上肢の機能の軽度の障害</p> <p>2 一上肢の肩関節 肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</p> <p>3 一上肢の手指の機能の軽度の障害</p> <p>4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害</p> <p>5 一上肢のなか指 くすり指及び小指を欠くもの</p> <p>6 一上肢のなか指 くすり指及び小指の機能を全廃したもの</p>	
<p>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	<p>1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</p> <p>2 一下肢の足関節の機能の著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の機能の軽度の障害</p> <p>3 一下肢の股関節 膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</p> <p>4 一下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの</p>	
体幹の機能の著しい障害			
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
不随意運動・失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	

## 参考資料 3

### ■ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）379疾病一覧（R8.4現在）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	49	カーニー複合	88	グルタル酸血症1型
2	アイザックス症候群	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	89	グルタル酸血症2型
3	IgA腎症	51	潰瘍性大腸炎	90	クロウ・深瀬症候群
4	IgG4関連疾患	52	下垂体前葉機能低下症	91	クローン病
5	亜急性硬化性全脳炎	53	家族性地中海熱	92	クロンカイト・カナダ症候群
6	アジソン病	54	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
7	アッシャー症候群	55	家族性良性慢性天疱瘡	94	結節性硬化症
8	アトピー性脊髄炎	56	カナバン病	95	結節性多発動脈炎
9	アペール症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病
10	アミロイドーシス	58	歌舞伎症候群	97	限局性皮質異形成
11	アラジール症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	98	原発性肝外門脈閉塞症
12	アルポート症候群	60	カルニチン回路異常症	99	原発性局所多汗症
13	アレキサンダー病	61	加齢黄斑変性	100	原発性硬化性胆管炎
14	アンジェルマン症候群	62	肝型糖原病	101	原発性高脂血症
15	アントレー・ビクスラー症候群	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	102	原発性側索硬化症
16	イソ吉草酸血症	64	環状20番染色体症候群	103	原発性胆汁性胆管炎
17	一次性ネフローゼ症候群	65	関節リウマチ	104	原発性免疫不全症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	66	完全大血管転位症	105	顕微鏡的大腸炎
19	1p36欠失症候群	67	眼皮膚白皮症	106	顕微鏡的多発血管炎
20	遺伝性自己炎症疾患	68	偽性副甲状腺機能低下症	107	高IgD症候群
21	遺伝性ジストニア	69	ギャロウェイ・モワト症候群	108	好酸球性消化管疾患
22	遺伝性周期性四肢麻痺	70	急性壊死性脳症	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
23	遺伝性腓炎	71	急性網膜壊死	110	好酸球性副鼻腔炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	72	球脊髄性筋萎縮症	111	抗糸球体基底膜腎炎
25	ウィーバー症候群	73	急速進行性糸球体腎炎	112	後縦靭帯骨化症
26	ウィリアムズ症候群	74	強直性脊椎炎	113	甲状腺ホルモン不応症
27	ウィルソン病	75	巨細胞性動脈炎	114	拘束型心筋症
28	ウエスト症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	115	高チロシン血症1型
29	ウェルナー症候群	77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	116	高チロシン血症2型
30	ウォルフラム症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	117	高チロシン血症3型
31	ウルリッヒ病	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	118	後天性赤芽球癆
32	HTRA1関連脳小血管病	80	筋萎縮性側索硬化症	119	広範脊柱管狭窄症
33	HTLV-1関連脊髄症	81	筋型糖原病	120	膠様滴状角膜ジストロフィー
34	ATR-X症候群	82	筋ジストロフィー	121	抗リン脂質抗体症候群
35	ADH分泌異常症	83	クッシング病	122	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
36	エーラス・ダンロス症候群	84	クリオピリン関連周期熱症候群	123	コケイン症候群
37	エプスタイン症候群	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	124	コステロ症候群
38	エプスタイン病	86	クルーゾン症候群	125	骨形成不全症
39	エマヌエル症候群	87	グルコーストランスポーター1欠損症	126	骨髄異形成症候群
40	MECP2重複症候群			127	骨髄線維症
41	LMNB1関連大脳白質脳症			128	ゴナドトロピン分泌亢進症
42	遠位型ミオパチー			129	5p欠失症候群
43	円錐角膜			130	コフィン・シリス症候群
44	黄色靭帯骨化症			131	コフィン・ローリー症候群
45	黄斑ジストロフィー			132	混合性結合組織病
46	大田原症候群			133	鰓耳腎症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群				
48	オスラー病				

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
134	再生不良性貧血	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
135	サイトメガロウイルス角膜炎	176	スミス・マガニス症候群	218	大脳皮質基底核変性症
136	再発性多発軟骨炎	177	スモン	219	大理石骨病
137	左心低形成症候群	178	脆弱X症候群	220	ダウン症候群
138	サルコイドーシス	179	脆弱X症候群関連疾患	221	高安動脈炎
139	三尖弁閉鎖症	180	成人発症スチル病	222	多系統萎縮症
140	三頭酵素欠損症	181	成長ホルモン分泌亢進症	223	タナトフォリック骨異形成症
141	CFC症候群	182	脊髄空洞症	224	多発血管炎性肉芽腫症
142	シェーグレン症候群	183	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く)	225	多発性硬化症/視神経脊髄炎
143	色素性乾皮症	184	脊髄髄膜瘤	226	多発性軟骨性外骨腫症
144	自己貪食空胞性ミオパチー	185	脊髄性筋萎縮症	227	多発性嚢胞腎
145	自己免疫性肝炎	186	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	228	多脾症候群
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	187	前眼部形成異常	229	タンジール病
147	自己免疫性溶血性貧血	188	全身性エリテマトーデス	230	単心室症
148	四肢形成不全	189	全身性強皮症	231	弾性線維性仮性黄色腫
149	シトステロール血症	190	先天異常症候群	232	短腸症候群
150	シトリン欠損症	191	先天性横隔膜ヘルニア	233	胆道閉鎖症
151	紫斑病性腎炎	192	先天性核上性球麻痺	234	遅発性内リンパ水腫
152	脂肪萎縮症	193	先天性気管狭窄症/ 先天性声門下狭窄症	235	チャージ症候群
153	若年性特発性関節炎	194	先天性魚鱗癬	236	中隔視神経形成異常症/ ドモルシア症候群
154	若年性肺気腫	195	先天性筋無力症候群	237	中毒性表皮壊死症
155	シャルコー・マリー・トウス病	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	238	腸管神経節細胞僅少症
156	重症筋無力症	197	先天性三尖弁狭窄症	239	TRPV4異常症
157	修正大血管転位症	198	先天性腎性尿崩症	240	TSH分泌亢進症
158	出血性線溶異常症	199	先天性赤血球形成異常性貧血	241	TNF受容体関連周期性症候群
159	ジュベール症候群関連疾患	200	先天性僧帽弁狭窄症	242	低ホスファターゼ症
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	201	先天性大脳白質形成不全症	243	天疱瘡
161	神経細胞移動異常症	202	先天性肺静脈狭窄症	244	特発性拡張型心筋症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	203	先天性風疹症候群	245	特発性間質性肺炎
163	神経線維腫症	204	先天性副腎低形成症	246	特発性基底核石灰化症
164	神経有棘赤血球症	205	先天性副腎皮質酵素欠損症	247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)
165	進行性核上性麻痺	206	先天性ミオパチー	248	特発性後天性全身性無汗症
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	207	先天性無痛無汗症	249	特発性大腿骨頭壊死症
167	進行性骨化性線維異形成症	208	先天性葉酸吸収不全	250	特発性多中心性キャスルマン病
168	進行性多巣性白質脳症	209	前頭側頭葉変性症	251	特発性門脈圧亢進症
169	進行性白質脳症	210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む)	252	特発性両側性感音難聴
170	進行性ミオクロオヌステんかん	211	早期ミオクロニー脳症	253	突発性難聴
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	212	総動脈幹遺残症	254	ドラベ症候群
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	213	総排泄腔遺残	255	中條・西村症候群
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	214	総排泄腔外反症	256	那須・ハコラ病
174	スタージ・ウェーバー症候群	215	ソトス症候群	257	軟骨無形成症
		216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
				259	22q11.2欠失症候群
				260	乳児発症STING関連血管炎
				261	乳幼児肝巨大血管腫
				262	尿素サイクル異常症
				263	ヌーナン症候群

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症	306	フォンタン術後症候群	346	メチルマロン酸血症
265	ネフロン癆	307	複合カルボキシラーゼ欠損症	347	メビウス症候群
266	脳クレアチン欠乏症候群	308	副甲状腺機能低下症	348	免疫性血小板減少症
267	脳腱黄色腫症	309	副腎白質ジストロフィー	349	メンケス病
268	脳内鉄沈着神経変性症	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	350	網膜色素変性症
269	脳表へモジデリン沈着症	311	ブラウ症候群	351	もやもや病
270	膿疱性乾癬	312	プラダー・ウィリ症候群	352	モワット・ウイルソン症候群
271	囊胞性線維症	313	プリオン病	353	薬剤性過敏症症候群
272	パーキンソン病	314	プロピオン酸血症	354	ヤング・シンプソン症候群
273	バージャー病	315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	316	閉塞性細気管支炎	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
275	肺動脈性肺高血圧症	317	$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症	357	4p欠失症候群
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	318	ベーチェット病	358	ライソゾーム病
277	肺胞低換気症候群	319	ベスレムミオパチー	359	ラスムッセン脳炎
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	320	ヘパリン起因性血小板減少症	360	ランゲルハンス細胞組織球症
279	バッド・キアリ症候群	321	ヘモクロマトーシス	361	ランドウ・クレフナー症候群
280	ハンチントン病	322	ペリー病	362	リジン尿性蛋白不耐症
281	汎発性特発性骨増殖症	323	ペルーシド角膜辺縁変性症	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
282	PCDH19関連症候群	324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く）	364	両大血管右室起始症
283	PURA関連神経発達異常症	325	片側巨脳症	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
284	非ケトーシス型高グリシン血症	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	366	リンパ脈管筋腫症
285	肥厚性皮膚骨膜炎	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	329	ホモシスチン尿症	369	レーベル遺伝性視神経症
288	肥大型心筋症	330	ポルフィリン症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
289	左肺動脈右肺動脈起始症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
290	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	372	レット症候群
291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	373	レノックス・ガスター症候群
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	374	ロウ症候群
293	非典型型溶血性尿毒症症候群	335	慢性再発性多発性骨髄炎	375	ロスムンド・トムソン症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	336	慢性腭炎	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎	337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
296	びまん性汎細気管支炎	338	ミオクロニー欠神てんかん		
297	肥満低換気症候群	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
298	表皮水疱症	340	ミトコンドリア病		
299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	341	無虹彩症		
300	VATER症候群	342	無脾症候群		
301	ファイファー症候群	343	無 $\beta$ リポタンパク血症		
302	ファロー四徴症	344	メーブルシロップ尿症		
303	ファンコニ貧血	345	メチルグルタコン酸尿症		
304	封入体筋炎				
305	フェニルケトン尿症				

## 参考資料 4

マーク	それぞれのマークの意味
	<p><b>身体障害者標識（障害者マーク）</b></p> <p>肢体に障害のあることを理由に免許に条件を付されている人が、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときに、運転する車に表示する標識です。やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。</p> <p>問合せ＝<u>警察署・交通課または最寄りの交通安全協会</u> 電話：025-521-0110 他</p>
	<p><b>聴覚障害者シンボルマーク（耳マーク）</b></p> <p>聴覚に障害のあることを表すマークです。聴覚に障害のある人が、自身の聴覚に障害のあることを自己表現するために考えられました。</p> <p>聴覚に障害のある人は、障害そのものが分かりにくい「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。聴覚に障害のある人と話すときは「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。</p> <p>問合せ＝<u>社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</u> FAX：03-3354-0046</p>
	<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b></p> <p>国際リハビリテーション協会によって障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。個人の車に表示した場合、障害のある人が乗っていることを周囲にお知らせすることはできませんが、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。</p> <p>問合せ＝<u>財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</u> 電話：03-5273-0601、FAX：03-5273-1523</p>
	<p><b>視覚障害者を表示する国際マーク</b></p> <p>視覚に障害のあることを示す世界共通のシンボルマークです。このマークは手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。</p> <p>横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある信号機は、視覚に障害のある人が安全に渡れるよう信号時間が長めに調整されています。</p> <p>問合せ＝<u>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</u> 電話：03-5291-7885</p>
	<p><b>ほじょ犬マーク</b></p> <p>他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）が、公共の施設や交通機関、民間施設（デパートやホテルなど）でも同伴できることを知っていただくためのマークです。補助犬はペットではありません。肢体に障害のある人の体の一部となって働いています。</p> <p>問合せ＝<u>厚生労働省 社会・援護局</u> 電話：03-5253-1111</p>

	<p><b>オストメイトマーク</b></p> <p>人工肛門や人工膀胱を使用している人（オストメイト）のための設備があることや、オストメイト対応トイレの入口、案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>問合せ＝<u>社団法人 日本オストミー協会</u> 電話：03-5670-7681</p>
	<p><b>ハート・プラスマーク</b></p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある人は、長時間立っていることがつらいなど、日常生活に大きな支障がある人も多く、電車内で優先席を利用することもあります。ただ、外見から分かりにくいいため様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>このマークを着用されている人を見かけた場合は、内部障害について理解し、携帯電話の使用を控えたり、公共交通機関での優先席の利用などの配慮をお願いします。</p> <p>問合せ＝<u>内部障害者・内臓疾患の暮らしについて考えるハート・プラスの会</u> 電話：080-4824-9928</p>
	<p><b>聴覚障害者マーク</b></p> <p>普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該免許に条件を付されている人が、運転する車に表示する標識です。やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。また、対象者が表示しない場合、道路交通法違反になります。</p> <p>問合せ＝<u>警察署・交通課または最寄りの交通安全協会</u> 電話：025-521-0110 他</p>
	<p><b>ヘルプマーク</b></p> <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた人を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p> <p>問合せ＝<u>東京都福祉局障害施策推進部企画課</u> 電話：03-5321-1111、FAX：03-5388-1413</p>
<p>①</p>  <p>②</p> 	<p><b>①手話マーク ②筆談マーク</b></p> <p>ろう者、難聴者、中途失聴者は音声に代わる、視覚的な手段でのコミュニケーション方法、手話や筆談が必要です。</p> <p>このマークは、ろう者等自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することができます。</p> <p>問合せ＝<u>一般財団法人全日本ろうあ連盟</u> 電話：03-3268-8847、FAX：03-3267-3445</p>